

## 地方公共団体による太陽熱高度利用システム普及助成策

この「地方公共団体による普及助成策」は、新エネルギー財団として把握した分について情報提供を行うものです。詳しくは、普及助成策を持つ各地方公共団体の窓口にお問合せください。

(平成17年9月現在)

### 補助制度

	地方公共団体名	普及助成策	備考
1	岩手県紫波郡矢巾町 【補助】	住宅用太陽熱高度利用システム補助事業の助成を前提に上乘せ補助を実施 《NEF補助額の1/2 但し上限6万円》 連絡先 :住民課 TEL 019-611-2507 FAX 019-697-3700 ]	平成15年度から開始
2	岩手県岩手郡葛巻町 【補助】	国の補助を受ける方に限らず、住宅用太陽熱利用システムを導入する町民に対し補助を実施。 《自然循環型 5万円》《強制循環型 :10万円》 連絡先 :環境エネルギー政策課 TEL 0195-66-2111 内線 171 173 FAX 0195-66-4329 ]	平成14年度から開始
3	群馬県安中市 【補助】	名称 :太陽熱利用温水器設置費補助金 対象 :市内に居住し自らの居住の用に供する市内の住宅に太陽熱利用温水器を設置する者で市税を滞納していない者。 《設置費の10%。1万5千円を限度とする》 連絡先 :産業部商工観光課商工労働係 TEL 027-392-1111 内線331 ]	昭和58年度から開始
4	群馬県北群馬郡伊香保町 【補助】	名称 :太陽熱利用温水器設置事業費補助金 対象 :町内の居住用住宅に自らの用に供するため温水器を設置する者。 《設置費の10%。限度額は2万円》 連絡先 :観光課観光商工係 TEL 0279-72-3155 内線132 ]	昭和58年度から開始
5	群馬県邑楽郡千代田町 【補助】	名称 :消費者太陽熱利用温水器等設置費補助金 対象 :町内に居住する消費者で、自らの生活の本拠となる住宅に新たに温水器を設置する者。但し世帯に1回。 《本体価格の20%以内とし、2万5千円を限度とする》 連絡先 :経済課商工統計係 TEL 0276-86-2111 内線172 ]	平成5年度から開始
6	群馬県大泉町 【補助】	名称 :太陽熱利用温水器等設置費補助 本町に居住し生活の本拠となる住宅に新たに温水器を設置する者。 《本体価格の100分の20以内で4万円を限度とする》 連絡先 :環境課 TEL 0276-63-3111 内線127 FAX 0276-63-7927 ]	昭和57年度から開始
7	群馬県邑楽郡邑楽町 【補助】	住宅用太陽熱高度利用システム導入促進事業補助金の助成を前提に、自ら居住する町内の住宅(店舗等の併用住宅含む)への設置者へ上乘せ補助を実施。 《財団が行う住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金の交付に係る規程第5条により得られる補助金の2分の1の額とし、6万円を限度とする》 連絡先 :産業振興課商工労働係 TEL 0276-88-5511 内線320 ]	平成17年度から開始
8	東京都品川区 【補助】	区内の自己居住用住宅に太陽熱温水器を設置する方に補助 《工事費用の5%、上限30万円》 連絡先 :住宅課住宅運営係 TEL03-5742-6776 FAX 03-5742-6889 ]	平成14年度から開始
9	東京都府中市 【補助】	システムを設置する方に設置費用(工事費を含む)の100分の10に相当する額(上限5万円) 連絡先 :環境保全課 TEL042-335-4196 FAX 042-361-0078 ]	平成17年10月より開始
10	東京都羽村市 【補助】	羽村市住宅用太陽熱高度利用システム設置費助成制度 市内に居住し、自宅に太陽熱高度利用システムを設置し、NEFの補助を受ける方に対して1件5万円を補助。 連絡先 :環境保全課 TEL 042-555-1111 FAX 042-554-2921 ]	平成15年4月1日から開始 (平成19年度まで)
11	東京都調布市 【補助】	太陽光発電設備、太陽熱温水器等の取付け等を行う改修工事。 個人・併用・賃貸・集合住宅。所有者又は賃借人。他の制度により補助金等の交付を受けない。施工業者は、市内に事務所等を有する施工業者。 《補助金対象工事に要する費用の100分の5に相当する額、上限20万円》 連絡先 :住宅課住宅係 TEL0424-81-7141 ]	平成15年12月1日から開始
12	東京都町田市 【補助】	市内の中小企業者が事業所に設置する時、市の融資(環境改善整備資金)を利用した場合利子補助と保証料補助を行う。 連絡先 :環境・産業部経済振興課 TEL 042-724-2129 FAX 042-724-1185 ]	平成15年度から開始
13	東京都板橋区 【補助】	名称 :板橋区住宅用太陽熱温水器設置費補助金 《自ら居住する住宅に設置する場合に、設置に要する経費の10分の1に相当する額(4万5千円を限度)》 連絡先 :環境保全課 TEL 03-3579-2591 FAX 03-3579-2589 ]	平成11年度から開始
14	神奈川県相模原市 【補助】	住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金補助事業の助成を前提に補助を実施。 《自ら居住する市内の住宅に設置する場合、国の補助額の1/2》 連絡先 :環境対策課 TEL 042-769-8240 FAX 042-753-9413 ]	平成15年度から開始
15	神奈川県海老名市 【補助】	財団法人新エネルギー財団の住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金交付規程の補助を受ける者又は同程度の施設を設置する者。 《1施設につき3万円》 連絡先 :環境保全課 TEL 046-231-2111 FAX 046-233-9118 ]	平成12年6月から開始
16	新潟県糸魚川市 【補助】	国の補助を受ける方に限らず募集 《本体及び設置費用の4分の1、上限10万円》 連絡先 :企画課 TEL025-552-1511 ]	平成15年度から開始
17	静岡県浜松市 (細江地域自治区) 【補助】	名称 :細江町グリーン省エネルギー普及促進補助事業 町内に自ら居住する住宅に住宅用太陽熱高度利用システムを設置する者で、財団法人新エネルギー財団の補助を受けた者。 《NEFの補助額の5分の1に相当する額》 連絡先 :細江総合事務所 環境防災課 TEL 053-523-3120 FAX 053-523-1907 ]	平成15年4月1日から開始

	地方公共団体名	普及助成策	備考
18	静岡県島田市 【補助】	名称 島田市住宅用太陽熱利用温水器設置費補助金制度 自ら居住する島田市内の住宅に太陽熱利用温水器を設置する者。 補助対象額の20%以内で新設の場合上限3万円、付替の場合上限2万円) 連絡先 市民部環境課 TEL 0547-36-7145 FAX 0547-35-6000]	平成14年から平成19年まで
19	静岡県静岡市 【補助】	名称 地域地球温暖化対策事業奨励補助金 市内に居住し、市内の家屋等に給湯かつ冷房又は暖房に利用できる太陽熱高度利用システムの設置を完了した者で、財団法人新エネルギー財団の交付決定を受けた者又は受ける見込みのある者。 5万円/件) 連絡先 環境政策課 TEL 054-221-1357 FAX 054-205-2666 ]	平成16年度から開始
20	山梨県富士吉田市 【補助】	市内に住所を有する者で、太陽熱温水器を設置する者に対し補助金を交付する。 《設置費が15万円以上25万円未満では3万円、設置費が25万円以上では5万円》 連絡先 環境政策課 TEL 0555-22-0030 FAX 0555-30-4154]	昭和55年7月1日から開始
21	山梨県南巨摩郡増穂町 【補助】	町内に在住者で、太陽熱温水器を設置する者に対し補助金を交付する。 補助金額は設置費の1/5以内で、上限額は5万円) 連絡先 町民課生活環境係 TEL 0556-22-7209 FAX 0556-22-8666]	平成15年4月1日から開始
22	山梨県南巨摩郡早川町 【補助】	町内に住所を有する者で、太陽熱利用温水器を設置する者に対し補助金を交付する。 補助金額は基準額の20%以内) 連絡先 振興課 TEL 0556-45-2511 内線45 FAX 0556-20-5000]	昭和56年4月1日から開始 (平成18年度まで)
23	山梨県北都留郡丹波山村 【補助】	村内に住所を有する者で、太陽熱温水器を設置する者に対し補助金を交付する。 補助金額は1万円 設置費は10万円以上) 連絡先 総務住民課 TEL 0428-88-0211 FAX 0428-88-0207]	昭和58年1月1日から開始
24	山梨県南都留郡鳴沢村 【補助】	村内に在住者で、太陽熱温水器を設置する者に対し補助金を交付する。 補助金額は上限額10万円、設置費は10万円以上) 連絡先 住民課 TEL 0555-85-2311 FAX 0555-85-2461]	平成3年4月から開始
25	新潟県佐渡市 【補助】	住宅用太陽熱高度利用システム補助制度を前提に上乗せ補助を実施。 《NEF補助額の2分の1(千円未満切り捨て)》 連絡先 企画情報課 TEL 0259-63-4152]	平成16年8月から開始
26	長野県上田市 【補助】	自らが居住する市内の住宅に新エネルギー活用施設を設置したもので、財団法人新エネルギー財団から「住宅用太陽光発電導入促進対策補助金」又は「住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助金」の予約者の決定を受けている者。 《財団補助金の3分の1に相当する額以内(千円未満切り捨て)で、20万円を限度とする》 連絡先 市民生活部生活環境課 TEL 0268-23-5120 FAX 0268-25-4100]	平成15年4月1日から開始
27	岐阜県下呂市 【補助】	国の補助を受ける者に限らず募集。 《補助額 対象経費の1/3 5万円上限》 連絡先 環境課 TEL 0576-24-2222 ]	平成16年度から開始
28	岐阜県養老郡上石津町 【補助】	住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費補助事業の助成を前提に上乗せ補助を実施。 《事業費からNEFの補助金額を差し引いた額を補助対象経費として、その4分の1を補助金額とする。9万円上限》 連絡先 地域政策室 TEL 0584-45-3116 FAX 0584-45-3080]	平成15年度から開始
29	愛知県春日井市 【補助】	国の補助を受ける者に限らず募集。 《補助額 基準単価1.30円/(kJ/日)×集熱器の集熱量(kJ/(㎡・日)×集熱器の総面積(㎡))10万円上限》 連絡先 環境政策課 TEL 0568-85-6211 ]	平成17年度から開始
30	福井県および県内各市町村 【補助】	県内の市町村を窓口として、次の環境に配慮した住宅用設備のうち各市町村が必要と認めた設備の設置費用の一部を補助する。(国の補助を受ける方に限らない) 1.太陽光発電設備、2.屋根融雪 雨水再利用設備、3.雨水再利用設備、4.太陽熱温水設備、5.風力発電設備 《設置費×2/9-NEF補助可能額(太陽光発電設備の場合は10万円/kwとの低い方)かつ限度額40万円(1.2)または20万円(3.4.5)》 (4.太陽熱温水設備は、NEFの補助対象となる太陽熱高度利用システムに限る。) 太陽熱温水設備が対象設備となる市町村：福井市、越前市、鯖江市、上志比村、丸岡町、池田町、南越前町、越前町、高浜町、大飯町 連絡先 土木部建築住宅課 TEL 0776-20-0506 FAX 0776-20-0693]	平成15年度から開始
31	滋賀県米原市 【補助】	自己の居住の用に供する住宅に(財)新エネルギー財団から住宅用太陽熱高度利用システム導入促進対策費の交付の要件に適合した太陽熱高度利用システムを設置する方 連絡先 環境保全課 TEL 0749-58-2230 FAX 0749-58-1901] 《設置者に対し一律5万円を補助》	平成14年度(旧米原町)から開始
32	滋賀県高島市 【補助】	市内に太陽熱温水器を設置する者。 《本体費用の10%、上限5万円》 連絡先 環境政策課 TEL0740-25-8123 FAX 0740-25-8145]	平成17年4月から開始
33	京都府船井郡八木町 【補助】	名称 八木町住宅用太陽熱高度利用システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅にシステムを設置した予約者で、財団法人新エネルギー財団から財団補助金交付確定通知書を受けている者。 《財団法人新エネルギー財団補助金交付額の1/2に相当する額》 連絡先 まちづくり推進課 TEL 0771-42-5693 FAX 0771-42-5616]	平成15年4月1日から開始
34	京都府精華町 【補助】	自らが居住する町内の住宅にシステムを設置した町の補助金予約者で、(財)新エネルギー財団の平成16年度の補助金交付確定通知書を受けている者。 《(財)新エネルギー財団補助金の1/2(千円未満切り捨て)、上限5万円》 連絡先 衛生課 TEL 0774-95-1905 FAX 0774-95-3974]	平成16年7月から開始
35	岡山県 【補助】	名称 岡山県公衆浴場設備改善補助金 公衆浴場営業者が行う施設の改善等に要する経費に対して補助金を交付した市町村。 補助基本額の2/3と市町村が補助した額を比べて少ない方の1/2以内) 連絡先 生活衛生課 TEL 086-226-7335 FAX 086-231-1434]	単年度
36	愛媛県大洲市 (旧肱川町区域) 【補助】	旧肱川町区域内に在住する者で、自ら居住する住宅に太陽熱ソーラーシステムを設置する者に対し、次の範囲内で助成。《システム設置費用の1/2(5万円限度)》 連絡先 企画調整課 TEL 0893-24-2111 FAX 0893-24-0080]	平成13年度から開始

	地方公共団体名	普及助成策	備考
37	愛媛県松山市 【補助】	高度利用システム 住宅用太陽熱高度利用システム補助制度の助成を前提に補助を実施。 《自ら居住する市内の住宅に設置する者。本体購入価格の1割で上限5万円》 温水器 自ら居住する市内の住宅に太陽熱温水器を設置する者に対し補助を実施。 《本体購入価格の1割で上限2万円》 連絡先 環境事業推進課 TEL 089-948-6437】	平成16年6月1日から開始

## 融資制度

	地方公共団体名	普及助成策	備考
1	北海道北見市 【融資】	市内においてソーラーシステムを設置する個人及び法人を対象。 《200万円を上限、年利1.8%で融資。融資期間は6年以内（うち据置1年以内）》 【連絡先 産業振興課 TEL 0157-25-1210 FAX 0157-26-2712】	昭和61年から開始
2	北海道登別市 【融資】	市内で太陽熱利用設備を本人または家族が所有する既存住宅または新築予定の住宅に設置する者。国の補助を受ける方に限らず募集。登別市内に本社または支店を置いている業者による設置工事（契約）が必要。 《200万円を上限 年利1.75%で融資 10年以内》 【連絡先 観光経済部商工労政グループ TEL 0143-85-2171 FAX 0143-85-8286】	平成16年4月1日から開始
3	千葉県四街道市 【融資斡旋及び利子補給】	中小企業に勤務する方に、一時的に必要な住宅関係資金についての融資斡旋を行い、併せて利子補給を行う。 《融資限度額 5～50万円以内、融資利率 年3%（利子補給を引いた率）、融資期間 36ヶ月以内》 【連絡先 商工課 TEL043-421-6134 FAX 043-424-2013】	昭和54年度から開始
4	東京都文京区 【融資斡旋及び利子補給】	区内の住宅で太陽熱温水器を設置する場合に対象 《200万円（10年以内に返済、年利2.8%）を限度に融資あっせんを行い、併せて利子補給（1.5%）を行う》 【連絡先 都市計画部住宅課 TEL 03-5803-1238】	平成11年度から開始
5	東京都葛飾区 【融資斡旋、保証料補助及び利子補給】	国の補助を受ける方に限らず募集。 融資あっせん 500万円を上限、年利2.0%5年以内返済、利子補給1.4%、保証料補助は10万円を限度に区が負担。 【連絡先 環境課環境保全係 TEL 03-5654-8237 FAX 03-5698-1538】	平成10年度から開始
6	東京都江戸川区 【融資斡旋及び保証料補助、利子補給】	区内の中小企業者で中小企業事業資金融資の条件に該当するほか、次期以降の生産性、収益性の向上が見込め、環境対策（省エネ、リサイクル等）に該当していること。経営診断の後、あっせん。 《上限8,000万円、償還9年以内保証料補助 利子補給あり。》 【連絡先 生活振興部産業振興課 TEL 03-5662-0538 FAX 03-5662-4896】	昭和62年4月1日から開始
7	神奈川県川崎市 【融資】	住宅改良工事資金融資 新エネルギー設備の設置工事に融資。 《300万円以内、長期プライムレート+0.4%、10年以内割賦償還》 【連絡先 住宅整備課 TEL 044-200-2997 FAX 044-200-3970】	平成14年度から開始
8	静岡県静岡市 【融資斡旋及び利子補給】	名称 個人住宅建設資金融資あっせん及び利子補給事業 自ら居住する住宅を市内に所有するために住宅金融公庫資金を限度額まで借り入れ、その貸付がなければ住宅取得が不可能な者で、確実に償還できる者。 新築 新築住宅購入 400万円 増改築 300万円 償還方法 元利均等毎月償還又はボーナス償還との併用 【連絡先 建設部住宅課 TEL 054-221-1590 FAX 054-221-1135】	平成15年4月1日から開始
9	兵庫県神戸市 【融資及び利子補給】	市内で1年以上同一事業を営む中小企業者、組合等を対象に融資。 《事業者2000万円、組合5000万円を上限、年利1.4%で融資、利子の30%または60%を利子補給、融資期間は7年または10年以内》 【連絡先 環境局地球環境課 TEL 078-322-5301 FAX 078-322-6064】	平成12年5月1日から開始
10	兵庫県伊丹市 【融資斡旋及び利子補給】	名称 住宅資金融資あっせん制度（環境共生住宅） 勤労者が市内で自己の住宅を建築 購入 増改築 ・リフォーム等をする場合に、太陽熱利用システムの設置に融資あっせんを行う。 【連絡先 都市住宅部住宅課 TEL 072-784-8061 FAX 072-784-8145】	平成12年4月1日から開始
11	広島県 【融資】	名称 環境保全資金融資 県内で1年以上事業を行っている中小企業者及び組合等が対象。 《融資利率 年1.6%～1.9% 融資限度額 5000万円 融資期間 10年以内》 【連絡先 環境政策室 TEL 082-513-2912】	平成4年度から開始
12	広島県広島市 【融資】	名称 中小企業環境保全融資 市内に主たる事業所を有し、1年以上同一事業を営む市内中小企業者及び組合 《融資利率 年1.7% 融資限度額 設備資金5000万円以内 融資期間 10年以内》 【連絡先 環境局環境政策課 TEL 082-504-2185】	平成12年度から開始
13	広島県福山市 【融資】	名称 福山市環境保全資金融資 市内で1年以上同一事業を営む中小企業者 融資利率 年1.6% 融資限度額 1,500万円 融資期間 7年間 【連絡先 環境保全課 TEL 084-928-1072 FAX084-927-7021】	平成13年度から開始
14	山口県 【融資】	名称 山口県勤労者住宅建設促進資金貸付 住宅金融公庫でソーラー住宅加算を受けて住宅購入等をする勤労者 《融資利率 年3.29%～3.57% 融資期間 新築 購入35年以内 割増額 150万円以内》 【連絡先 労政課 TEL 083-933-3215 FAX 083-933-3229】	平成7年度から開始
15	香川県観音寺市 【融資】	市内居住者が太陽熱ソーラーシステムの設置に必要な資金を融資。 《限度額 太陽熱ソーラーシステム設置資金 50万円以内 融資利率 年3.5%》 【連絡先 商工観光課 TEL 0875-23-3933 FAX 0875-23-3920】	平成5年4月1日から開始